

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名       |
|-------|------------|
| 3     | 予防接種に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は予防接種に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町

## 公表日

令和7年2月20日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                     |  |
|--|--|
| ①事務の名称                                   | 予防接種に関する事務   |
| ②事務の概要                                   | ・予防接種法に基づく予防接種の実施、健康被害に関する事務、実費徴収に関する事務の処理を行う。<br>・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 |
| ③システムの名称                                 | 新健康管理システム(健康かるて)、団体内統合宛名システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                           |  |
| 予防接種実施に関するファイル、健康被害に関するファイル、費用徴収に関するファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                               |  |
| 法令上の根拠                                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表14の項及び126の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                 |  |
| ①実施の有無                                   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                                  | 情報照会: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項<br>情報提供: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                        |  |
| ①部署                                      | 民生部保健センター  |
| ②所属長の役職名                                 | 保健センター所長   |
| 6. 他の評価実施機関                              |  |
|  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                   |  |
| 請求先                                      | 総務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                 |  |
| 連絡先                                      | 池田町保健センター 岐阜県揖斐郡池田町本郷1628-2 0585-45-3191   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した                   |  |
| 適用した理由                                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年2月18日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年2月18日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |   |
|---|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠                                       | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受けること、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を複数名で行っている。   |   |
| 9. 監査                                       |  |   |
| 実施の有無                                       | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査   |   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発                            |  |   |
| 従業員に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠                                       | 池田町情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい・滅失・毀損リスクを防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。<br>・特定個人情報を含む書類は施錠できるキャビネットに保管している。<br>・破棄時には、複数名で確認し、記録を残す。  |   |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                           | 変更前の記載                                     | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                      |
|-----------|------------------------------|--|---|------|--------------------------------|
| 平成28年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長        | 保健センター所長 中野 悟                              | 保健センター所長 宮川 加奈子                                 | 事後   | ①重要な変更にあたらない。<br>組織変更による軽微な修正の |
| 平成29年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長        | 保健センター所長 宮川 加奈子                            | 保健センター所長 高橋 直樹                                  | 事後   | ①重要な変更にあたらない。<br>組織変更による軽微な修正の |
| 平成30年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長        | 保健センター所長 高橋 直樹                             | 保健センター所長 小川 祐貴子                                 | 事後   | ①重要な変更にあたらない。<br>組織変更による軽微な修正の |
| 平成30年7月2日 | II-1 対象人数                    | 平成27年2月26日 時点                              | 平成30年7月2日 時点                                    | 事後   |                                |
| 平成30年7月2日 | II-1 取扱者数                    | 平成27年2月26日 時点                              | 平成30年7月2日 時点                                    | 事後   |                                |
| 令和1年6月20日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名    | 保健センター所長 小川 祐貴子                            | 保健センター所長  | 事後   | 評価書様式の変更                       |
| 令和1年6月20日 | II-1 対象人数                    | 平成30年7月2日 時点                               | 令和1年6月20日 時点                                    | 事後   |                                |
| 令和1年6月20日 | II-1 取扱者数                    | 平成30年7月2日 時点                               | 令和1年6月20日 時点                                    | 事後   |                                |
| 令和1年6月20日 | IV リスク対策                     | ※項目無し                                      | ※全項目追加  | 事後   | 評価書様式の変更                       |
| 令和2年7月30日 | I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務        | 健康福祉情報システム、住民基本台帳システム、中間サーバー               | 新健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー                         | 事後   | 再実施                            |
| 令和2年7月30日 | II-1 対象人数                    | 令和1年6月20日 時点                               | 令和2年6月30日 時点                                    | 事後   |                                |
| 令和2年7月30日 | II-1 取扱者数                    | 令和1年6月20日 時点                               | 令和2年6月30日 時点                                    | 事後   |                                |
| 令和3年2月22日 | ②事務の概要                       | ・予防接種法に基づき、予防接種の実施、健康被害に関する事務、実費徴収に関する事務の  | ・予防接種法に基づく予防接種の実施、健康被害に関する事務、実費徴収に関する事務の処       | 事前   |                                |
| 令和3年2月22日 | ③システムの名称                     | 新健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー                    | 新健康管理システム(健康かるて)、団体内統合宛名システム、中間サーバー             | 事前   |                                |
| 令和3年2月22日 | 3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠         | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条       | 事前   |                                |
| 令和3年2月22日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条      | 事前   |                                |
| 令和3年2月22日 | II-1 対象人数                    | 令和2年7月30日 時点                               | 令和3年2月22日 時点                                    | 事前   |                                |
| 令和3年2月22日 | II-2 取扱者数                    | 令和2年7月30日 時点                               | 令和3年2月22日 時点                                    | 事前   |                                |
| 令和3年6月22日 | ③システムの名称                     | 新健康管理システム(健康かるて)、団体内統合宛名システム、中間サーバー        | 新健康管理システム(健康かるて)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種      | 事後   |                                |
| 令和3年6月22日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条 | 情報照会: 番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2の項 | 事後   |                                |
| 令和3年6月22日 | II-1 対象人数                    | 令和3年2月22日 時点                               | 令和3年6月22日 時点                                    | 事後   |                                |
| 令和3年6月22日 | II-2 取扱者数                    | 令和3年2月22日 時点                               | 令和3年6月22日 時点                                    | 事後   |                                |
| 令和3年8月19日 | ②事務の概要                       | ・予防接種法に基づく予防接種の実施、健康被害に関する事務、実費徴収に関する事務の処  | ・予防接種法に基づく予防接種の実施、健康被害に関する事務、実費徴収に関する事務の処       | 事後   |                                |

| 変更日       | 項目                            | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和3年8月19日 | 3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠          | 行政手続における特定の個人を識別するための<br>番号の利用等に関する法律(番号法)第9条   | ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感<br>染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ<br>ン接種記録システム)  | 事後   |           |
| 令和3年8月19日 | I-4 情報提供ネットワーク<br>システムによる情報連携 | 情報照会: 番号法第19条第7号、別表第二 16<br>の2項、17項、18項、19項、115の2の項   | 情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 16<br>の2項、17項、18項、19項、115の2の項  | 事前   |           |
| 令和3年8月19日 | II-1 対象人数                     | 令和3年6月22日 時点  | 令和3年8月19日 時点   | 事後   |           |
| 令和3年8月19日 | II-2 取扱者数                     | 令和3年6月22日 時点  | 令和3年8月19日 時点   | 事後   |           |
| 令和4年8月29日 | II-1 対象人数                     | 令和3年8月19日 時点  | 令和4年8月29日 時点   | 事後   |           |
| 令和4年8月29日 | II-2 取扱者数                     | 令和3年8月19日 時点  | 令和4年8月29日 時点   | 事後   |           |
| 令和7年2月18日 | ②事務の概要                        | ・予防接種法に基づく予防接種の実施、健康被<br>害に関する事務、実費徴収に関する事務の処<br>理を行う。<br>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接<br>種事務<br>ーワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接<br>種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>ー予防接種の実施後に接種記録等を登録、管<br>理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行<br>う。<br>ー予防接種の実施後に、接種者からの申請に<br>基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証<br>明書の交付を行う。<br>・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワー<br>クシステム、既存システム、団体内統合宛名シ<br>ステム等の各システムとデータの受け渡しを行<br>うことで、番号法別表第二に基づく特定個人<br>情報の照会と提供等の業務を行う。 | ・予防接種法に基づく予防接種の実施、健康被<br>害に関する事務、実費徴収に関する事務の処<br>理を行う。<br>・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワー<br>クシステム、既存システム、団体内統合宛名シ<br>ステム等の各システムとデータの受け渡しを行<br>うことで、番号法第19条第8号に基づく主務<br>省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会<br>と提供等の業務を行う。 | 事後   |           |
| 令和7年2月18日 | ③システムの名称                      | 新健康管理システム(健康かるて)、団体内統<br>合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接<br>種記録システム(VRS)   | 新健康管理システム(健康かるて)、団体内統<br>合宛名システム、中間サーバー  | 事後   |           |
| 令和7年2月18日 | 3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠          | ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感<br>染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ<br>ン接種記録システムを用いた情報提供・照会<br>のみ)<br>・番号法第19条第6号(委託先への提供)<br>・行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9<br>条第1項 別表第一(10の項、93の2の項)   | 行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9<br>条第1項 別表14の項及び126の項   | 事後   |           |

| 変更日       | 項目                                  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和7年2月18日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 16<br>の2項、17項、18項、19項、115の2の項<br>情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 16<br>の2項、16の3項、115の2の項 | 情報照会: 番号法第19条第8号に基づく主務省<br>令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の<br>項、153の項<br>情報提供: 番号法第19条第8号に基づく主務省<br>令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の<br>項 | 事後   |           |
| 令和7年2月18日 | II-1 対象人数                           | 令和4年8月29日 時点   | 令和7年2月18日 時点   | 事後   |           |
| 令和7年2月18日 | II-2 取扱者数                           | 令和4年8月29日 時点   | 令和7年2月18日 時点   | 事後   |           |
| 令和7年2月18日 | IV-8 人手を介在させる作業                     | ※項目無し  | ※項目追加  | 事後   | 評価書様式の変更  |
| 令和7年2月18日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策              | ※項目無し  | ※項目追加  | 事後   | 評価書様式の変更  |